

(平成21年4月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	21 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から 52 年 9 月まで

昭和 50 年 1 月に会社を退職した後、同年 5 月に結婚し、義父が A 町役場で婚姻届と国民年金への加入手続をしてくれた。

その際、義父から「会社退職から結婚するまでの期間の未納の保険料はさかのぼって納付してきた。」と聞かされた。

結婚後は、毎月、自宅に自治会の組長が集金に来ており、義父は、義父母及び私たち夫婦 4 人分の国民年金保険料を組長に渡していた。

義父母及び夫の国民年金保険料は納付済みの記録になっているのに私の分だけ未納となっていることには納得できない。

また、社会保険事務所から私の国民年金保険料納付記録を取り寄せたところ、当初の記録では、昭和 52 年 4 月から同年 9 月までは納付済み、同年 10 月から 53 年 3 月までは未納と記載されていたので、不審に思い問い合わせた結果、52 年 4 月から同年 9 月までは未納、同年 10 月から 53 年 3 月までは納付済みの記録誤りであったので訂正したとの回答を受けたが、記憶と異なる。

さらに、所持する国民年金手帳には国民年金被保険者資格取得日が昭和 49 年 2 月 1 日と記載されているが、会社を退職したのは 50 年 1 月であり、この点についても疑問を有している。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の国民年金の任意加入被保険者に係る加入記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 9 月末から同年 10 月末までの間に払い出されたものと推認され、当該国民年金手帳記号番号が払い出された時点に

においては、申立期間の一部（昭和 50 年 1 月から同年 6 月までの期間）に係る国民年金保険料は時効により納付することができなかつたものと考えられ、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間の国民年金保険料について、申立人は、その義父が集金人を務めていた自治会の組長に納付していたと主張しているものの、申立人の国民年金手帳記号番号の払出し時期において、申立期間のうち昭和 50 年 7 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料は、年度の納付期限を経過していることから過年度納付により納付することとなるが、地域の納付組織は過年度の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられ、申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人自身は国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人に係る国民年金への加入手続及び保険料の納付を行ったとされる申立人の義父は既に死亡しているため、申立人に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

加えて、申立人の義父が申立人の申立期間のうち昭和 50 年 1 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

一方、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から同年 9 月までの期間については、当該期間の国民年金保険料は、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点において、現年度内の国民年金保険料であるとともに、社会保険庁が管理する国民年金保険料納付記録によれば、申立人の義父及び義母は、国民年金制度発足時に加入し 60 歳到達するまでの国民年金加入期間について、国民年金保険料を完納していることに加え、申立人の夫も厚生年金保険被保険者資格を喪失後の 45 年 11 月に国民年金に加入し現在までの国民年金加入期間において保険料の未納は無く、また、申立人においても申立期間以降において国民年金保険料の未納は無い上、前納の期間も認められることから判断すると、申立人及びその家族 3 人の国民年金保険料の納付意識は高かつたものと考えられる。

さらに、社会保険庁が管理する被保険者記録において、申立人及びその夫に係る国民年金保険料の納付日が確認できる昭和 60 年 4 月から平成 20 年 3 月までの国民年金保険料は、いずれも夫婦同一日に納付されており、基本的に一緒に保険料を納付していたものと考えられ、申立期間のうち昭和 52 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料について、申立人のみが納付しなかつたとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から37年9月まで

私は、昭和36年当初に夫と同時に国民年金に加入し、自身の分と夫の国民年金保険料を集金人に納付していた。申立期間について、夫はすべて国民年金保険料が納付済みとされているのに、私だけ未納とされているのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、約19年の間、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の夫は、任意で10年年金に加入し、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、申立人及びその夫の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度発足当初の昭和36年5月に払い出されているとともに、申立期間において、申立人が自身とその夫の国民年金保険料を一緒に納付していたとしている上、申立期間に係る申立人の夫の国民年金保険料は納付済みとされていることが確認できることから、申立人の国民年金保険料のみが納付されなかったとすることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 12 月 31 日付けで結婚のために退社し、この時に会社の経理担当者より国民年金に切り替えるように言われて、すぐに手続をしており、国民年金の加入日は、年金手帳に記入されているとおり 53 年 1 月 1 日である。

昭和 54 年 9 月 10 日に市内での転居に伴って住所変更手続をした時に、一緒に役所の窓口で申立期間の国民年金保険料を納付しており、この時に住所変更したことは年金手帳にも記載されている。

厚生年金保険から国民年金に切り替えた昭和 53 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月まで未納は無いと思っていたので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間以前において厚生年金被保険者資格の喪失から再取得までの 2 か月間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、保険料の未納が生じた期間についても、3 回の過年度納付により未納期間を解消していることから見て、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、A 市 B 区役所が保管する申立人の国民年金被保険者名簿により、申立人は、厚生年金保険被保険者資格の喪失直後から未納になっていた昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を、申立期間中である 54 年 4 月に過年度納付により納付するとともに、同年 6 月には 53 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を過年度納付している上、A 市 C 区役所が保管する申立人

の国民年金被保険者名簿により、同年7月から54年3月までの国民年金保険料を、55年5月に過年度納付により納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間中の昭和54年9月に転居手続のために、A市D区役所（現在は、A市B区役所。）に行き、その際に、同年4月から同年9月までの国民年金保険料をまとめて納付したとしているが、A市保険年金課に照会した結果、「当時、区役所内で国民年金保険料を納付することは可能であった。」との回答が得られる上、A市D区（現在は、A市C区。）内に転居した後は、同年10月から55年3月までの国民年金保険料を納付書により銀行で納付したとしていることから判断すると、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことに関する申立内容には不自然さは無く、申立人が申立期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 1 月から 44 年 3 月までの期間及び 54 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月から同年 12 月まで
② 昭和 43 年 1 月から 44 年 3 月まで
③ 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 42 年 4 月に A 県 B 町（現在は、C 市 D 区 B。）で婦人会の役員に勧められて国民年金に加入した。国民年金保険料は毎月、自宅に集金に来ていた婦人会の集金人に納付していたが、納付記録では同年 4 月から同年 12 月までが未納になっていた。

また、昭和 43 年 1 月に E 県 F 市（現在は、G 市。）に転居した際には、その月から集金人が国民年金保険料の集金に来たため、その後ずっと継続して保険料を納付していたが、同年 1 月から 44 年 3 月までが未納となっていた。

さらに、昭和 51 年 4 月に現在の C 市 D 区 B に転居した以後も継続して国民年金保険料を納付書により、H 銀行 I 支店で納付していたが、54 年 1 月から同年 3 月までが未納になっていた。

これらの期間について、私は国民年金保険料を納付したことは間違いないので納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 43 年 1 月に B 町において払い出されており、同月に転入した F 市において申立人が住所変更を行っていることが国民年金手帳から確認できるため、申立人が F 市に転入直後から国民年金保険料の納付が可能であったことが考えられる。

また、申立人は、F市に転入した昭和43年1月時点において、集金人が国民年金保険料を集金するために毎月自宅に来ていたことを明確に記憶しており、E県の「国民年金事業年報」に記載されている「昭和42年度、43年度当時に旧F市では自治組織又は婦人団体が納付組織として存在しており、毎月国民年金保険料の集金を行っていた。」との内容と一致している。

さらに、申立人は、国民年金保険料の集金については、その後、3か月ごとの集金に変わったと供述しており、これはG市に照会した結果、同市から得られた「旧F市では、国民年金保険料の集金が婦人団体等から市の委託集金人に変更されたことに伴い、集金方法も毎月の集金から3か月ごとの集金に変更された。」との回答内容と一致する。

加えて、当該時期は申立人が国民年金に任意加入した直後でもあり、国民年金への関心が高かったものと考えられる上、集金人に保険料を納付したとの申立人の供述に不自然さはうかがえない。

- 2 申立期間③については、当該期間前後の期間は、国民年金保険料は納付済みである上、当時、申立人の夫は職を変わることなく継続して勤務しており、市区町村を異にする転居も無く、国民年金保険料を納付しなかったとする特別な事情は見当たらない。

また、国民年金保険料を住居の近くのH銀行I支店にて納付書により納付していたとする申立人の供述内容は具体的であり、申立期間③についてのみ納付しなかったとするのは不自然である。

- 3 一方、申立期間①については、申立人は、昭和42年4月ごろに国民年金に加入し、その後継続して国民年金保険料を納付したと申し立てているものの、申立人の国民年金手帳の記載により、被保険者資格の取得日は43年1月22日とされていることが確認でき、当時、申立人の夫は、共済組合の組合員であったことから申立人は任意加入被保険者であり、国民年金の加入時点からさかのぼって被保険者資格を取得することはできず、当該期間の国民年金保険料は納付することができなかったものと考えられる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の所持する国民年金手帳の昭和42年度検認欄のうち同年4月から同年12月までの欄には「保険料不用」の印が押されていることが確認でき、当該期間の国民年金保険料は納付されなかったものとするのが自然である。

さらに、申立期間①当時、国民年金保険料を集金していたとされる婦人会の当時の関係者は既に死亡しており、当時における国民年金保険料の集金状況等を確認することはできない。

加えて、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 1 月から 44 年 3 月までの期間及び 54 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から48年3月まで
② 昭和48年4月から同年9月まで

私が昭和50年に店舗でパートとして働いていた時に、国民年金への加入申込みのハガキと国民年金保険料の未納分をさかのぼって納付できるとの案内がA市B区役所から届いた。そのハガキを出した後、過年度納付書がB区役所から送ってきたため、私はB区役所に出向き、担当者から説明を聞いた際に年金手帳を受け取るとともに、46年1月以後の未納期間に対する特例納付書を発行してもらった。

国民年金保険料を納付した時期は昭和50年10月から同年12月末までの間であったと記憶している。また、最初に特例納付分の保険料を、少し間を空けて過年度分の保険料を近所のC郵便局で納付した。納付に必要な保険料については、母親から借り、残りは自分で出し、納付金額は合計で数万円であったと思う。

申立期間の国民年金保険料を納付したことは間違いないので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したとする時期は、第2回目の特例納付の実施期間中であり、申立人が納付したと記憶している金額は、申立期間①について特例納付した場合の保険料、社会保険庁の記録において過年度納付により納付済みとなっている昭和48年10月から50年3月までの保険料及び昭和50年度の現年度保険料を合計した金額とおおむね一致している。

また、申立人は、国民年金の加入に当たって、その申込書のハガキを受け

取ったと供述しているが、このことは、「A市政だより（昭和 50 年 8 月 15 日）」に記載されている「国民年金の未加入者に対する加入勧奨対策」の内容と一致しており、当時、A市では、国民年金未加入者に対して加入申込書（ハガキ）を郵送していたとしており、特に 37 歳以上の者については昭和 50 年 12 月まで加入しなければ年金がもらえなくなると注意を喚起していたことが確認できる上、申立人は当時 37 歳であって、国民年金への加入手続後、国民年金手帳をB区役所において受け取った際、窓口で加入勧奨対策の一環として特例納付を勧められたことが推認できることから、申立内容に不自然さはいかたがえがない。

さらに、申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、60 歳から 65 歳まで任意に加入し保険料も納付していることから見て、申立人の保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

一方、申立人が過年度納付を行った記録がある昭和 50 年 12 月時点においては、申立期間②は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、また、第 2 回目の特例納付の納付対象期間でもなかったことから、申立人は保険料を納付することができなかつたと考えられる上、申立人において、第 3 回目の特例納付の実施時期において、過去の未納とされていた国民年金保険料を納付したとの主張も無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 1 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和36年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月31日から同年4月1日まで

ねんきん特別便により厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社本社での資格喪失日が昭和36年3月31日と記録され、同社本社から同社B出張所へ異動となった際の記録が無いことが分かった。

しかし、平成元年に退職するまで継続して同社に勤務していたことは間違いない。

資料は無いが厚生年金保険料は給与から控除されていたはずであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、及び社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同じ昭和36年の人事異動により同本社における厚生年金保険被保険者資格を喪失している3人全員が、当該月の初日に同資格を喪失していることが確認できることから判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和36年4月1日にA社本社から同社B出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年2月のA社本社に係る社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業主の連絡先も確認できないことから不明であるが、事業主が資格喪失日を昭和 36 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和44年11月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月11日から同年12月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間が空白期間となっている旨の回答があった。

出向により本店、支店間を異動しているが、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、A社が提出した「昭和44年11月事務報告」及び同社の回答内容から判断すると、申立人が同事業所に継続して勤務し（昭和44年11月11日にA社本店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和44年12月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成元年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月31日から同年2月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社での資格喪失日が平成元年1月31日であるとのことであるが、同社には同日まで勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び申立期間当時のA社の事業主が作成した在職期間の確認文書から判断すると、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人が保管している平成元年1月の給与支給内容を転記した当時のノートには、同月の厚生年金保険料が控除された旨が記載されている。

さらに、申立期間の前後3年間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失している54人について資格喪失日を調査したところ、月末退職と考えられる28人が翌月1日付けで被保険者資格を喪失している一方、月末に被保険者資格を喪失しているのは申立人一人のみであり、月末退職した申立人の資格喪失日を事業主が誤って届け出た可能性がうかがえる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人に係る昭和 63 年 12 月の社会保険事務所の記録から 26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主が資格喪失日を平成元年 2 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 1 月 31 日と誤って記録することは考え難い上、事業主は、資格喪失日を同年 2 月 1 日と届け出るところを同年 1 月 31 日と誤って届け出たものと認めていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 1 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和21年4月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を90円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月10日から同年5月1日まで
昭和21年2月7日にA社に入社し、2か月間の試用期間を経て同年4月10日に同事業所の正社員となり、同日より厚生年金保険に加入したはずである。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び退職者50音順リストでは、申立人の入社は昭和21年2月7日、厚生年金保険の被保険者資格取得は同年4月10日と記録されており、同社は、同月から申立人の厚生年金保険料の控除が行われたはずであると回答していることから、申立人が申立期間において当該事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和21年5月の社会保険事務所の記録から、90円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料納付に関する資料が現存しておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 42 年 3 月まで

昭和 38 年 4 月、自宅に A 校区の母の会の役員が来て国民年金への加入を勧められたので、その場で加入手続を行い、国民年金保険料は毎月、自宅に校区の母の会の方が集金に来ていたので保険料を渡していた。

昭和 43 年 2 月、B 市 C 区（現在は、B 市 D 区。）E に転居してからは、集金に来る分任出納員に引き続き国民年金保険料を納付していた。

申立期間の国民年金手帳は、E に集金に来ていた分任出納員に渡したままで手元に戻ってこなかった。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 35 年 11 月 1 日及び 42 年 2 月 8 日に払い出されており、いずれも任意加入とされていることが確認できるが、当該払出簿の同年に払い出された申立人の国民年金手帳記号番号に係る備考欄には、当該国民年金手帳記号番号が 46 年 11 月 25 日に重複取消しとされたことを推認できる記載が認められる。

また、B 市 D 区役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿において、申立人の二つの国民年金手帳記号番号は昭和 35 年に払い出された国民年金手帳記号番号に統合されていることが確認でき、その際、申立人の国民年金の任意加入被保険者資格取得日を同年 10 月 20 日から 42 年 4 月 17 日に訂正されたことが記録されており、保険料が還付された記録も無いことから判断すると、当該時点において申立期間の国民年金保険料は未納であったことが推認される。

さらに、申立人は、国民年金への加入手続を行ったのは B 市 C 区 F（当

時)において1回のみであり、国民年金制度が発足した時期ではないと供述していることを考慮すると、申立人自らが国民年金への加入手続を行ったのは昭和42年2月であることから見て、申立人は、国民年金保険料の納付を、同年4月から始めたものとするのが自然である。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとする事はできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 5 月までの期間及び同年 8 月から 40 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 38 年 5 月まで
② 昭和 38 年 8 月から 40 年 3 月まで

国民年金制度創設時に国民年金手帳の交付を受けたが、国民年金保険料については未納のままにしていた。

昭和 39 年 6 月に結婚した後、度々国民年金保険料の納付案内が送付されてきたため、夫に相談したところ、夫の営んでいた漁業が盛業で生活に余裕があったことから、快く国民年金保険料の納付を認めてくれたので、41 年 4 月 22 日ごろに A 市 B 事務所が行った出張検認の際に 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料をまとめて納付した。

その際、市役所の職員に昭和 40 年度分も納付するよう勧められたが、二人目の子の出産を間近に控え出産費用がかかることから、夫と相談の上、保険料は納付しなかった。

私が所持する国民年金手帳の切り取られた検認台紙には、「41. 4」と読める年月の入った割印が押されており、これは申立期間の国民年金保険料を納付した年月であり、納付済みの証拠である。納付した金額は記憶しているが、領収書はもらっていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料を 41 年 4 月 22 日ごろに行われた A 市 B 事務所による出張検認時に納付したとしており、申立期間当時、A 市 B 事務所は年 3 回程度、遠隔地の公民館等において出張検認を行うとともに、地区によっては社会保険事務所に対して集合徴収を行うことを要請していたことが確認でき、社会保険事務所は集合徴収の要請があった

場合、社会保険事務所作成の国民年金被保険者台帳に基づき、当該地区の過年度未納者の納付書兼領収書を作成し該当者にあらかじめ郵送の上、出張検認の日程に合わせて集合徴収に出向いていたことが確認できるものの、申立人が主張する時期に社会保険事務所職員による集合徴収が行われたことの確認はできない。

また、申立人が国民年金保険料を納付したとする時点において、申立期間の大部分（昭和36年4月から38年12月までの期間）は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、特例納付の実施期間でもないことから、申立人の「A市B事務所職員が昭和36年度から40年度までのすべての期間の国民年金保険料を納付できる。」との説明を受けたとする供述は不合理と考えざるを得ない。

さらに、申立人は、所持する国民年金手帳の昭和36年度から39年度までの切り取られた検認台紙に割印（検認印）が押されていることを当該年度の国民年金保険料が納付されたことの証拠であると主張しているものの、検認台紙の切取り及び割印は、納付状況を確認したことを示すに過ぎず、この事実をもって当該年度の国民年金保険料が納付されたものとすることはできない。

加えて、申立人に係る社会保険庁のシステム上の国民年金保険料の納付記録において、申立期間以降において複数の未納期間及び未加入期間が存在することが確認できる上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1166

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで
私は申立人の子で、代理人として申し立てる。

昭和 36 年 4 月に国民年金制度ができた時に、私は母親に国民年金に加入するように勧めたが、母親は、当初「夫は会社に勤めているので任意だから加入しない」と話していたが、私がさらに「年を取ってから、少しでも余分に年金をもらった方が良いのではないか。」と勧めたところ、母親は、間もなく市役所で国民年金の加入手続をした。私が高校を卒業した時なので、そのことははっきり憶えている。

母親は、国民年金保険料を集金人に渡していたのではないかと思う。当時の保険料は記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳、A市B区役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の被保険者記録により、申立人が国民年金被保険者資格を取得したのは昭和 41 年 4 月 28 日であり、当時、申立人の夫が厚生年金保険に加入していたことから、申立人が任意加入被保険者として被保険者資格を取得したことが確認でき、国民年金の任意加入者は資格取得日以前にさかのぼって国民年金保険料を納付することができなかつたと考えられる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は高齢かつ病気のため記憶が明瞭^{めいりょう}でなく、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年3月から58年2月までの期間、同年7月から59年10月までの期間及び60年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和57年3月から58年2月まで
② 昭和58年7月から59年10月まで
③ 昭和60年7月

私は、会社を退職した平成7年2月にA市役所で国民年金の加入手続を行った際、過去に国民年金に加入していなかったことが分かり、同市役所の係員から、さかのぼって国民年金保険料を納めた方が良いと言われたので、過去の未納分の国民年金保険料を同市役所の窓口でさかのぼって支払った。退職金の一部を国民年金保険料に充てた記憶がある。

申立期間について、国民年金保険料を納付したものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年2月ごろに払い出されたものと推定され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①、②及び③は、いずれも時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、最後に実施された第3回目の特例納付の実施期間も終了していることから、特例納付により国民年金保険料を納付することもできない期間である。

また、申立期間に係る国民年金保険料の納付金額、納付方法等に関する申立人の記憶は曖昧である上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、日記等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から53年3月まで

国民年金に加入していたが、未納期間があったため、社会保険事務所の勧めもあり、未納とされていた期間の保険料を一括して納付した。夫婦二人分で百数十万円を納付したと思う。「乗用車を買ったと思って。」等と夫婦で話し合ったことや社会保険事務所の職員が集金に来た時、「お宅は大金を納められたのだから、このまま掛け続けてください。」と言われたことを憶えている。

その後は国民年金保険料をA銀行の口座振替で納付した。そのころは保険料を25年以上納付しないと年金を受け取る権利が無いと言われていたので、頑張って30年間納付した。

今回、夫の国民年金保険料が未納となっている期間に疑問を持ち、自分自身の国民年金保険料の納付期間を調べたところ、納付したはずの保険料が未納となっていることが分かった。夫婦一緒に保険料を一括して納付したのにどう考えても腑に落ちない。よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を一括して納付する前にB市C区役所に行き、納付すべき国民年金保険料の金額を計算してもらったとしており、同区役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿には、特例納付をする前の昭和55年6月12日に納付書を交付した旨の記載があることから、申立てどおり、事前に区役所において納付すべき国民年金保険料の金額を計算してもらった上で納付書の交付を受けたものと考えられるが、交付された旨の記載がある納付書の中には申立期間に係る納付書は無い。

また、国民年金被保険者名簿の納付欄には「36/5～47/11 附4条 55.

6.17」及び「納付 53／4～54／3、55.6.17」とそれぞれの納付金額の記載があり、交付された旨の記載がある納付書に相当する昭和36年5月から47年11月までの国民年金保険料は、第3回目の特例納付の実施期間中である55年6月17日に納付されていること、及び53年4月から54年3月までの国民年金保険料は、過年度納付により55年6月17日に納付されていることが確認できるものの、申立期間に係る国民年金保険料が納付されたことをうかがえる事跡は確認できない。

さらに、申立人が昭和36年5月から47年11月までの国民年金保険料を特例納付により納付し、53年4月から60歳に到達するまでの期間の国民年金保険料を納付した場合の納付済月数は306月となることから国民年金の受給資格が得られることになり、申立人の夫も38年1月から45年10月までの国民年金保険料を特例納付により納付し、53年4月から60歳に到達するまでの期間の国民年金保険料を納付しており、この場合の納付済月数は申立人と同様に306月となることから、夫婦共に国民年金の受給資格を取得する範囲内で特例納付及び過年度納付を行ったものとするのが自然である。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、通帳、確定申告書等）は無く、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から53年3月まで

国民年金に加入していたが、未納期間があったため、社会保険事務所の勧めもあり、未納とされていた期間の保険料を一括して納付した。夫婦二人分で百数十万円を納付したと思う。「乗用車を買ったと思って。」等と夫婦で話し合ったことや社会保険事務所の職員が集金に来た時、「お宅は大金を納められたのだから、このまま掛け続けてください。」と言われたことを覚えている。

その後は国民年金保険料をA銀行の口座振替で納付した。そのころは保険料を25年以上納付しないと年金を受け取る権利が無いと言われていたので、頑張って30年間納付した。

今回、妻の国民年金保険料が未納となっている期間に疑問を持ち、自分自身の国民年金保険料の納付期間を調べたところ、納付したはずの保険料が未納となっていることが分かった。夫婦一緒に保険料を一括して納付したのにどう考えても腑に落ちない。よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、国民年金保険料を一括して納付する前にB市C区役所に行き、納付すべき国民年金保険料の金額を計算してもらったとしており、同区役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿には、特例納付をする前の昭和55年6月12日に納付書を交付した旨の記載があることから、申立てどおり、事前に区役所において納付すべき国民年金保険料の金額を計算してもらった上で納付書の交付を受けたものと考えられるが、交付された旨の記載がある納付書の中には申立期間に係る納付書は無い。

また、国民年金被保険者名簿の納付欄には「38/1～45/10 附4条 55.6.

17」及び「納付 53／4～54／3、55.6.17」とそれぞれの納付金額の記載があり、交付された旨の記載がある納付書に相当する昭和 38 年 1 月から 45 年 10 月までの国民年金保険料は、第 3 回目の特例納付の実施期間中である 55 年 6 月 17 日に納付されていること、及び 53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料は、過年度納付により 55 年 6 月 17 日に納付されていることが確認できるものの、申立期間に係る国民年金保険料が納付されたことをうかがえる事跡は確認できない。

さらに、申立人が昭和 38 年 1 月から 45 年 10 月までの国民年金保険料を特例納付により納付し、53 年 4 月から 60 歳に到達するまでの期間の国民年金保険料を納付した場合の納付済月数は 306 月となることから国民年金の受給資格が得られることになり、申立人の妻も 36 年 5 月から 47 年 11 月までの国民年金保険料を特例納付により納付し、53 年 4 月から 60 歳に到達するまでの期間の国民年金保険料を納付しており、この場合の納付済月数は申立人と同様に 306 月となることから、夫婦共に国民年金の受給資格を取得する範囲内で特例納付及び過年度納付を行ったものとするのが自然である。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、通帳、確定申告書等）は無く、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの期間、49年5月から51年11月までの期間、52年5月から53年12月までの期間並びに54年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から同年3月まで
② 昭和49年5月から51年11月まで
③ 昭和52年5月から53年12月まで
④ 昭和54年2月及び同年3月

社会保険庁に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について、国民年金保険料を納付した事実が確認できなかったとの回答をもらった。昭和42年11月に結婚した後は、妻が私の国民年金の管理をしていたため、妻が妻自身の分と一緒に私の国民年金保険料を銀行か郵便局で納付していたので、46年1月から54年3月までの間に未納期間があるとの回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、申立人の申立期間に係る保険料を納付していたとする申立人の妻も、夫と自身の分の国民年金保険料を郵便局か銀行で納付していたとするのみで、申立人の妻の記憶が不明確であり、国民年金保険料の納付状況等に関する具体的な説明を得ることができない。

また、社会保険庁の記録によれば、申立期間はいずれも厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後の期間であり、申立人には、申立期間以外にも同様な未納期間が存在することが確認できることを勘案すると、申立人は厚生年金保険の資格喪失に伴う国民年金への切り替えを適切に行っていなかったことから未納期間が生じたものと考えられる上、A市B区役所が保管する国民年金被

保険者名簿には、厚生年金保険の被保険者資格の得喪日を昭和 55 年 2 月及び 59 年 1 月に整理処理した記録があり、これにより申立期間の国民年金の未納期間が追加されたものと推認される。

さらに、申立人の妻は自身と夫の国民年金保険料を一緒に納付したと説明しているものの、社会保険事務所の特殊台帳によれば、申立人には、昭和 55 年 6 月に 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付した記録が確認できる一方、申立人の妻には過年度納付した記録は無く、夫婦一緒に保険料を納付していたとの申立てとは相違する。

このほか、申立人の妻が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間及び48年7月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和48年7月から49年3月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間について、国民年金保険料の納付事実が確認できないとの回答をもらった。

申立期間の国民年金保険料は、当時居住していたA市B区で、私が夫婦二人分の国民年金保険料を3か月ごとに集金人に渡し、納付していたので回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立期間における国民年金保険料の納付は印紙を購入し、当該印紙を国民年金手帳に貼らなければならないところ、申立人は、印紙を購入した際に糊が無かったため、後で貼るつもりで印紙を封筒に入れたまま保管していたのを失念してしまい、国民年金手帳に貼っていなかったために未納とされたと主張しているものの、A市に照会した結果、同市は、昭和37年度までは市職員が国民年金保険料の収納を行っており、通常3か月ごとの保険料収納の際は、印紙を国民年金手帳の右頁に貼った上で割印を行い、その左頁に検認印を押していたと説明しており、印紙購入と検認の押印は一連の行為であったと考えられ、申立内容には不自然な点がある。

また、申立期間①は24か月となっているが、国民年金手帳の検認印の記録から見ると、ほとんどの場合、申立人は当該期間以外の国民年金保険料について3か月ごとに納付していたことが確認できることから、当該期間に係る印紙購入は複数回にわたるものと推認でき、国民年金手帳への貼付について、そのいずれの機会においても失念したとするのは不自然である。

さらに、申立期間②については、申立人は、昭和 48 年度国民年金保険料第 2・3 期及び同第 4 期に係る納付書・領収証書の原符を提示しているが、同原符に領収日付の押印は無い上、当該原符は国民年金保険料の納付があった際に、金融機関が回収し、保存されるべきものであることから判断すると、申立人が所持していること自体、申立期間に係る申立人の国民年金保険料は納付されなかったものと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、A 市 B 区役所が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人夫婦は昭和 35 年 10 月 1 日に国民年金被保険者資格を取得したことは確認できるものの、申立期間の国民年金保険料はいずれも未納の記録であることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間及び48年7月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和48年7月から49年3月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間について、国民年金保険料の納付事実が確認できないとの回答をもらった。

申立期間の国民年金保険料は、妻が、A市B区で夫婦二人分の国民年金保険料を3か月ごとに集金人に渡し、納付していたので回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立期間の国民年金保険料に係る印紙を購入し、国民年金手帳に貼らなければならないところ、申立人の妻は、印紙を購入した際に糊が無かったため、後で貼るつもりで印紙を封筒に入れたまま保管していたのを失念してしまい、国民年金手帳に貼っていなかったために未納とされたことを主張しているものの、A市に照会した結果、同市は、昭和37年度までは市職員が国民年金保険料の収納を行っており、通常3か月ごとの保険料収納の際は、印紙を国民年金手帳の右頁に貼った上で割印を行い、その左頁に検認印を押していたと説明しており、印紙購入と検認の押印は一連の行為であったと考えられ、申立内容には自然な点がある。

また、申立期間①は24か月となっており、国民年金手帳の検認印の記録から見ると、申立人の妻は当該期間以外の国民年金保険料を3か月ごとに納付していることが確認できることから、申立期間に係る印紙購入は複数回にわたるものと推認でき、国民年金手帳への貼付について、そのいずれの機会においても失念したとするのは不自然である。

さらに、申立期間②については、申立人の妻は、自身の分の昭和48年度国

国民年金保険料第2・3期及び同第4期に係る納付書・領収証書の原符を提示しているが、同原符に領収日付の押印は無い上、当該原符は国民年金保険料を納付した際に、金融機関が回収し、保存されるべきものであることから判断すると、申立人の妻が当該原符を所持していること自体、申立期間に係る妻の国民年金保険料は納付されなかったものと考えるのが自然であり、一緒に納付していたとする申立人に係る保険料も納付されなかったものと推認できる。

加えて、申立人の妻が申立人の申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していない上、A市B区役所が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人夫婦は昭和35年10月1日に国民年金被保険者資格を取得したことは確認できるものの、当該期間の国民年金保険料はいずれも未納の記録であることが確認できる。

このほか、申立人の妻が申立人の当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年1月までの期間、39年4月から41年3月までの期間、50年8月から同年12月までの期間、51年4月から52年9月までの期間及び55年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年1月まで
② 昭和39年4月から41年3月まで
③ 昭和50年8月から同年12月まで
④ 昭和51年4月から52年9月まで
⑤ 昭和55年1月から同年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間は、厚生年金保険の加入期間であることから、この期間の国民年金保険料は還付されているとの回答をもらった。申立期間の国民年金保険料が還付され、受領したことへの記憶が無いので回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、保険料の還付請求の案内を受けたことは無く、還付金の受領もしていないと主張している。

しかしながら、社会保険事務所が保管する還付整理簿には、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことが判明し、昭和60年3月14日に還付金の決議が決定され、同年3月22日に還付金の支払いがなされた旨の記録がある上、同事務所が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）には、国民年金保険料を還付したことを示す「還 36.4～38.1、39.4～41.3 60.3.14」及び「還 50.8～50.12、51.4～52.9、55.1～55.3 60.3.14」と、それぞれの還付金額の記載が確認でき、当該記載内容に不合理な点は無く、厚生年金保険への加入が判明したことにより国民年金保険料の還付が行われたことを疑わせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間に係る国民年金保険料について還付が行われていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1174

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から48年3月まで

昭和46年5月に会社を退職し、同年6月にA市B区役所で国民健康保険の加入手続をした時に、同時に国民年金の加入手続をした。時には1、2か月の遅れはあったかもしれないが、遅れてでも私の妻が私の国民年金保険料を必ず納付していたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A市B区を管轄していた社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年11月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、それ以前に、申立人が加入手続をしたとする46年6月を含め、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間の一部（昭和46年6月から同年9月までの期間）は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間のうち、昭和46年10月から48年3月までの期間は、過年度納付以外の方法では国民年金保険料を納付することができない期間であり、社会保険事務所又は金融機関（日本銀行歳入代理店等）以外の場所では国民年金保険料を納付することができなかつたと考えられるが、申立人の国民年金保険料を主に納付していたとする申立人の妻は、申立期間に係る申立人の国民年金保険料をA市B区役所で納付したとしている上、さかのぼって納付したとの申立てもなされていない。

加えて、申立人の妻も申立期間の国民年金保険料は未納とされている上、

申立人の妻が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、日記等）が無く、ほかに申立人の妻が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から32年4月30日まで

厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、昭和31年4月1日から32年4月30日まで勤務したA社（吸収合併後の承継会社は、B社。）の加入期間が確認できなかった。

申立期間当時は、C県D事業所E事務部（現在は、F機構Eセンター。）の第1期生として昭和31年3月に修了し、申立事業所へは同期生二人と同時入社した。

勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社に勤務したと主張しているが、B社では、A社が作成した人事記録等の勤務実態が確認できる「本工・臨時工異動解雇簿」は保管しているものの、昭和35年以前のものには保管していないと回答しており、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことを確認することができない。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、B社が保管するA社の作成に係る昭和21年10月から40年まで記載されている社会保険被保険者台帳においても、申立人の名前は見当たらない。

加えて、申立人は、申立人と同じC県D事業所E事務部の第1期の修了生であり、申立事業所に同時入社した同期生の同僚が二人いたと主張しているも

のの、当該同僚の名前についての記憶は明確ではなく、当時の状況について同僚から供述を得ることができず、B社に照会しても当時の記録は無く申立てに係る事実は確認できないと回答していることから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

なお、F機構Eセンターが保管する「昭和31年3月期修了証書発行台帳」に記録がある受講生31人について、社会保険事務所が管理する申立事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿により確認したが、一致する名前は認められない。

また、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において名前が確認でき、同時期に勤務していたとみられる者に聴取した結果、「申立期間当時、入社後しばらくは厚生年金保険には加入していなかった。」との供述が得られ、当該事業所は採用と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

このほか、申立てに係る事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年ごろから36年ごろまで

A社（現在は、B社。）の事務所はC駅裏にあり、貨物自動車車庫も併設されていた。当時、貨物取扱駅であったD駅などから、荷物をE市や県外に配送する運転手として従事していた。F港において重量物を移動させる仕事の時に負った怪我の痕が今も残っている。

当時、D駅ではG社、A社の2社しか荷物配送の仕事をしておらず、C駅構内をノーチェックで通行でき、鉄道電話も無料で使用できたことを記憶している。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はC駅の裏に事務所、貨物自動車車庫があったことを記憶しており、事業所の人数や仕事の内容の記憶もA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で名前が確認できた同僚の供述内容とも一致することから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していた可能性は認められる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、申立期間において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、上記被保険者名簿に名前の記載がある同僚の被保険者記録から確認できた、申立てに係る事業所の名称が用いられているA社H部（事業主及び所在地も同じ。）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の被保険者記録は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号にも欠番は無い。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で名前が確認できた同僚から聴取したところ、運転手、事務職の別にかかわらず、入社後すぐに厚生年金保険への加入手続がなされていないと思われる者や、勤務したとする期間より厚生年金保険の被保険者期間が短い者が確認できる上、B社の総務担当者から、「A社H部のものを含む健康保険厚生年金保険の取得届の控えの一部が残されているが、その中には申立人の記録は無い。また、以前に、申立期間において在籍していた者から聞いた当時の従業員数と残されている資料から推定される被保険者数から判断すると、当時、厚生年金保険に加入していなかった者もかなりいたと考えられる。」との供述が得られており、当該事業所は、従業員全員について厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった事情がうかがえる。

加えて、当時の事業主は既に死亡しており、申立人が名字を挙げた同僚と思われる者が上記被保険者名簿において二人確認できるが、一人は連絡先不明であり、残る一人は死亡しており、これらの者から当時の事情を聴取することができない上、上記被保険者名簿で名前が確認できた同僚7人からは、A社における当時の厚生年金保険の加入手続について明確に記憶している者はいなかったものの、「会社は、従業員が入社してすぐに厚生年金の加入手続をしていたかどうかは分からない。運転手は臨時雇用もあり、下請会社の従業員も多数勤務していた。」、「自分は臨時雇いだったが、会社が認めない限り正社員にはなれなかった。」、「5年から10年しないと臨時社員から正社員になれなかった。」との供述が得られるほか、同社H部の上記被保険者名簿において名前が確認できた同僚二人からは、同事業所における厚生年金保険の適用についての供述は得られないことから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

このほか、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から38年4月1日まで
A社B支店に勤務していた期間について脱退手当金が支給済みとなっている。

自身で手続をしたという記憶が無く、当時の事業所の担当課長が自分の意思を確認することなく手続を行ったとしか考えられないので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人について脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている。

また、上記被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後に同資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給要件を満たしている女性11人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、10人について脱退手当金の支給記録が確認できる上、10人全員に「脱」の表示が記されており、このうち、申立人と同様に昭和38年度に被保険者資格を喪失した二人については、資格喪失日からそれぞれ2か月後、7か月後に脱退手当金が支給決定されているとともに、申立人については、資格喪失日から3か月後に支給決定されていることから判断すると、事業所による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給対象月数に誤りは無く、支給額の計算もおおむね一致しており、被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和38年7月9日に支給決定されているなど、社会保険事務所の一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 3 月 1 日から 15 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を確認したところ、A社で勤務していた期間が確認できなかったが、同社では、B市営住宅の管理の仕事に従事しており、24時間勤務で月に15日間程度働いていた。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から、同社のパソコンで管理している人事データに基づき、申立人は平成14年3月29日に入社し、15年5月22日に退職した旨の回答を受けており、これとほぼ合致する賃金台帳も確認できることから、当該期間において、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、A社から、申立人は厚生年金保険に加入させていなかった旨の回答を得ており、合わせて提出された同社保管の賃金台帳により、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、B市からの回答によれば、申立期間のすべてを含む、平成13年10月21日から15年4月30日までの期間について、申立人が国民健康保険に加入していたことが確認できる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関

連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月 1 日から 41 年 9 月 1 日まで

社会保険事務所に昭和 38 年 9 月ごろから働いていたA社の厚生年金保険の記録について照会したところ、41 年 9 月以降の記録しか確認できなかった。同年 9 月より以前から当該事業所で勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてのみA社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚二人の名前を記憶しており、また、申立期間についてのみ同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる別の同僚一人が、申立人が当該事業所に在籍していたことを供述していることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立期間においても、申立人が同社に勤務していた可能性は認められる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間における被保険者記録が確認でき、聴取できた同僚7人のうち3人が、「実際の勤務期間より、厚生年金保険の被保険者期間の方が短い。」と供述している上、複数の同僚が、事業所が最盛期であったころの従業員数は60人程度いたと供述しているところ、上記被保険者名簿では、昭和36年1月時点の被保険者数は14人、申立期間の始期である38年9月時点は11人、39年2月時点では18人であり、同社が厚生年金保険の適用事業所であった全期間を通じて49人の被保険者しか確認できないことから判断すると、

事業主は、従業員の全員について一律に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった事情がうかがわれる。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主は死亡している上、上記被保険者名簿から名前が確認できた同僚からは、上記以外に、申立期間当時の厚生年金保険の適用に関する有力な供述は得られなかったことから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人の雇用保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から28年3月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A県B部C課（現在は、A県D部C課。）に臨時職員として勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張しているA県B部C課については、社会保険事務所の記録によれば、昭和45年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、A県D部人事担当課では、「A県庁保管の職員名簿では、申立人の記録を確認することはできないが、以前から日々雇用の臨時職員は採用していた。」と回答しており、同県D部C課では、「臨時職員名簿は10年分しか保存しておらず、申立人の申立内容を確認できる資料等は保存していない。」と回答している上、供述を得られる申立人の同僚もいないことから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から 34 年 7 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B事業所の下請であったC社で勤務していた申立期間における被保険者記録が無かった。

当時、勤務していた同僚の名前も記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がC社における同僚として名前を挙げた3人の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できること、及び申立人の同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、当該事業所の元請であるA社B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

また、社会保険事務所の記録によれば、C社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主にも照会することができない上、同事業所に勤務していた申立人の同僚は、それぞれ、「私は、申立人と一緒に見習社員として入社し、半年後には一般社員として勤務していたが、私自身の

加入記録も無い。」、「申立人は、私が1年程度在職している間に勤務していた記憶があるが、私自身の加入記録は2か月しかない。」、「私は給与事務を担当しており、申立人が入社し1年以上在籍していた記憶はあるが、厚生年金保険の適用については記憶していない。」、「私は一般事務を担当しており、私自身が正社員であったか否かを記憶していないが、私自身の加入記録も無い。」、「申立人に係る記憶は無く、当時の厚生年金保険の適用に関する情報についても分からない。」と供述していることから、当時、同事業所では入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった可能性がうかがえる。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 6 月から 47 年 5 月 1 日まで
② 昭和 48 年 1 月 1 日から同年 5 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和 46 年 6 月から A 社（現在は、B 社。）に勤務していた期間のうち、両申立期間における被保険者記録が無いとの回答があった。

当時、運転手として勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、昭和 47 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、48 年 1 月 1 日に被保険者資格を喪失していることが確認できるが、両申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、公共職業安定所の記録によれば、当該事業所における雇用保険被保険者記録は、社会保険事務所の記録と一致している。

さらに、B 社では、「申立期間当時の関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答しているが、同事業所に勤務していた同僚は、「申立人が助手として勤務していた記憶はあるが、具体的な入退社時期は分からない。当時、入社当初や大型免許を取得して間もない時は助手として勤務し、その後、厚生年金保険が適用される正社員の運転手になっていた。」、「申立人が助手として勤務していた記憶はあるが、具体的な入退社時期及び厚生年金保険の適用については分からない。」と供述している上、申立人の供述から、申立人より先に同事業所に入社したとする同僚一人、及び申立人より後に入社したとする同僚二人の厚生年金保険被保険者記録が申立人の被保険者資

格取得日と同日の昭和 47 年 5 月 1 日であることが確認できることから、当時、同事業所では入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった事情がうかがえる。

加えて、申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年から 41 年まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社。）に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

給与明細書等の資料は無いが、一緒に働いていた同僚の名前も記憶しており、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社における同僚として名前を挙げた5人のうち、3人の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、当該事業所では、「申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立てに係る事実を確認できないが、当時は厚生年金保険に加入せず、日雇健康保険被保険者となるものは多かった。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚は、「申立人に係る記憶は無いが、当時は、日雇労働者が多く雇われており、日雇労働者には厚生年金保険の適用は無く、日雇健康保険の被保険者となっていた。」と供述しており、申立人が名前を挙げた同僚5人

のうち、二人の厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、当時、同事業所では、雇用形態によって、厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった事情がうかがえる。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 7 月 ごろから 30 年 9 月 29 日まで

A 鑛業所という会社に、17 歳の 7 月から 8 月ごろの暑い季節に入社し、昭和 30 年 11 月 4 日まで勤務し、働いていた炭坑の名称は「B 炭坑」と言っていたのを憶えている。

しかし、厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び申立人の記憶する「B 炭坑」という名称の炭坑が社会保険事務所の記録によれば、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できることから判断すると、申立人が、勤務期間の特定はできないものの、申立期間において同事業所に勤務していたことの可能性はうかがうことができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管しており、申立人が主張する「A 鑛業所」及び「B 炭坑」の名称を有している C 社 A 鑛業所（D 社から商号変更。）及び D 社 B 炭坑に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下、「被保険者名簿」という。）に記録がある者から任意に抽出した複数名から聴取したものの、申立人に関する記憶があるとする者を確認することができない。

また、C 社 A 鑛業所における被保険者名簿には、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得年月日が昭和 30 年 9 月 29 日との記載があり、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者記号番号払出簿においても、申立人に係る資格取得年月日は同日と記載されていることが確認できる上、社会保険事務所の記録によれば、同事業所が初めて厚生年金保険の適用事業所となったのは、同年 9 月 1 日であることが確認できるほか、C 社 A 鑛業所は 32 年 10 月 1 日に

厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の人事記録及び賃金台帳等の資料は無く、当時の勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人は、「働いていた炭坑の名称を、B炭坑と言っていたのを憶えている。」と供述していることから、D社B炭坑の被保険者名簿について、厚生年金保険の被保険者資格取得日が申立期間より前の昭和27年3月25日から当該被保険者名簿で確認できる最後の資格取得日である30年4月20日までの被保険者約2,300人を精査したものの、申立人の名前を確認することができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人に厚生年金保険料の控除についての具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。